

諮問日：平成27年9月8日（平成27年度（情）諮問第1号）

答申日：平成28年2月18日（平成27年度（情）答申第1号）

件名：大阪地方裁判所における刑事訴訟法第278条の2第5項及び第6項の通知文書の不開示判断（開示対象外）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「大阪地方裁判所における刑事訴訟法二百七十八条の二第5項における通知文書及び同第6項における通知文書（平成21年度以降に限る）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、大阪地方裁判所長（以下「原判断庁」という。）がこれを不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、結論において妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの本件開示申出文書についての裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、原判断庁が平成27年8月3日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ（以下「本件苦情申出」という。）、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。原判断庁は、本件開示申出文書はいずれも裁判に関する文書であって、司法行政文書開示申出手続の対象とはならないとして不開示とする原判断をしたが、苦情の申出を受けた最高裁判所事務総長は、本件開示申出文書は存在しないから、不開示とすべきであると主張している。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書は、裁判を遅延させる弁護士等への対応のための行政行為に関する文書であり、裁判に関する文書ではない。

また、大阪地方裁判所が弁護士に過料を命じた事件については、刑事訴訟法278条の2第5項による通知がされたはずであるから、当該通知に係る文書

は、大阪地方裁判所で保管されているものとする。

仮に同項に基づく通知文書が本件開示申出の後に作成されたのであれば、それを対象文書として特定し、開示又は不開示の判断をするよう求める。当該文書の写しが刑事訟廷で保管されているのであれば、報告業務や調査業務という司法行政上の目的のものであるから、司法行政文書に該当することが明らかであり、当該写しを開示すれば足りる。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

最高裁判所事務総長の説明は、理由説明書等によれば、以下のとおりである。

1 最高裁判所の考え方

原判断庁が原判断をする際、裁判に関する文書であることを理由とすべきであったか、本件開示申出文書が不存在であることを理由とすべきであったかはともかく、本件開示申出文書は存在せず、本件開示申出については不開示とすべきものであるから、不開示とした原判断の結論は妥当である。

2 理由

大阪地方裁判所においては、刑事訴訟法278条の2第5項及び第6項の通知がされた事件は刑事訟廷において把握しているところ、原判断に際し、念のため、平成21年度以降本件開示申出の時点までの間の、同裁判所における同条5項及び6項の通知自体の有無を確認し、そもそも同期間中に当該通知自体がされたことはなく、本件開示申出文書が物理的に存在する余地がないことを確認していたとのことであった。また、本件苦情申出の後、苦情申出人が本件開示申出文書が司法行政文書であると主張していることに鑑み、念のため再度最高裁判所から大阪地方裁判所に対し、本件開示対象文書が司法行政文書として保管されていないかの探索に加え、そもそも上記期間中に上記通知自体がされたことがないかについて確認を求めた結果、本件開示申出文書の性質にかかわらず、本件開示申出の時点において、本件開示申出文書が物理的に不存在であることが確認された。

なお、苦情申出人が主張するように、大阪地方裁判所において刑事訴訟法 278 条の 2 第 3 項の過料決定が行われたことはあるが、当該決定に係る同条 5 項に基づく通知がされたのは、当該決定が確定した後の本件開示申出後のことであるし、同条 6 項の通知文書は未だ送付を受けていない。

第 5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成 27 年 9 月 8 日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同月 18 日 苦情申出人から意見書を收受
- ④ 同年 10 月 19 日 審議
- ⑤ 同年 11 月 6 日 最高裁判所事務総長から意見書を收受
- ⑥ 同月 11 日 審議
- ⑦ 同月 24 日 苦情申出人から意見書を收受
- ⑧ 同年 12 月 7 日 審議
- ⑨ 平成 28 年 2 月 5 日 審議

第 6 委員会の判断の理由

1 本件開示申出について

本件開示申出は、苦情申出人が、大阪地方裁判所に対し、本件開示申出文書の開示を申し出たものである。

原判断庁は、本件開示申出文書が、いずれも裁判に関する文書であって、司法行政文書開示申出手続の対象とはならないとして、これを不開示としたところ、苦情申出人は、本件開示申出文書は司法行政文書であると主張して苦情申出をした。これに対し、最高裁判所事務総長は、本件開示申出文書が存在せず、原判断は結論において妥当であるとしたところ、苦情申出人は、大阪地方裁判所が本件開示申出文書を保有しているはずである旨主張する。

そこで、まず、本件開示申出文書の保有の有無について検討する。

2 本件開示申出文書の保有の有無について

刑事訴訟法278条の2第1項及び第2項は、裁判所が、必要と認めるときは、検察官又は弁護人に対し、公判準備又は公判期日に出頭すること等を命じることができる旨を定め、同条3項は、この命令に正当な理由がなく従わないときは、決定で、過料に処することなどができる旨を定めている。そして、同条5項は、裁判所が、同条3項に基づく決定をしたときは、検察官については当該検察官を指揮監督する権限を有する者に、弁護士である弁護人については当該弁護士の所属する弁護士会又は日本弁護士連合会に通知し、適切な措置をとるべきことを請求しなければならないと定め、同条6項は、上記請求を受けた者が、そのとった措置を裁判所に通知しなければならないと定めているところ、本件開示申出文書は、上記各通知に係る文書である。

最高裁判所事務総長によれば、大阪地方裁判所においては、原判断の際にも本件苦情申出があった後にも、本件開示申出の時点における本件開示申出文書の探索をしたが、いずれの場合においても、その存在が確認できなかったというのであり、当該説明が不自然、不合理なものとはいえない。したがって、大阪地方裁判所において、本件開示申出の時点において、本件開示申出文書を保有していたと認めることはできない。

なお、苦情申出人は、本件開示申出の後に作成された文書があれば、それを対象文書と特定して開示又は不開示の判断をすべきである旨の主張をするが、仮にそのような文書が存在するとしても、当該文書は本件開示申出の時点で存在していたと認めることはできないのであるから、本件開示申出の対象文書に該当する文書とは認められない。苦情申出人が、上記文書につき、改めて開示又は不開示の判断をするよう求めているものとしても、当委員会に対して提出された意見書をもって新たな開示申出とみることもできない。

3 原判断の妥当性について

以上のとおりであるから、本件開示申出文書につき、司法行政文書開示手続

の対象とならないとして不開示とした原判断については，本件開示申出の時点において，本件開示申出文書が存在せず，大阪地方裁判所においてこれを保有していなかったと認められるから，その結論において妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人